

○中能登町資源再利用運動実施団体奨励金交付要綱

平成17年3月1日

告示第54号

(目的)

第1条 この告示は、一般廃棄物の適正処理及び環境美化を推進するため、地域住民の協力により再生利用可能な一般廃棄物(以下「資源ごみ」という。)の集団回収運動を実施する団体に対し奨励金を交付し、ごみ減量化、意識啓発及び推進団体の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「資源ごみ」とは、古紙(新聞、雑誌、段ボール等)、空き缶(アルミ缶)、びん(再利用びん)及び布等をいう。

(交付対象者等)

第3条 交付対象者は、本町に居住する者で組織する次の活動団体とする。

- (1) 子ども会
- (2) 女性会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める活動団体

2 対象事業とは、原則として資源ごみの集団回収事業とし、別記1に定める指定業者に資源ごみを売却(取引)する事業をいう。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付受けようとするときは、資源再利用運動実施団体奨励金交付申請書及び実績報告書(別記様式)を町長に提出するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、予算の範囲内において種別ごとに別記2に定める単価を乗じて得た金額とする。

(奨励金の交付)

第6条 奨励金は、予算の範囲内において交付するものとし、中能登町補助金交付規則(平成17年中能登町規則第29号)及びこの告示の規定による。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体があったときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鳥屋町資源再利用運動実施団体奨励金交付要綱(平成4年鳥屋町告示第2号)又は鹿島町資源再利用運動実施団体奨励金交付要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記1(第3条関係)

中能登町資源再利用運動実施団体奨励金交付要綱第3条第2項でいう指定業者とは、次の業者をいう。
七尾市、鹿島郡、羽咋市並びに羽咋郡内の事業者及び町長が認めた事業者とする。

別記2(第5条関係)

中能登町資源再利用運動実施団体奨励金交付要綱第5条に規定する単価は、次のとおりとする。

- (1) 集団回収実施ごとに、定額2,000円を助成する。
- (2) 分類及び量に応じて助成する額は、次のとおりとする。

分類	算定単価
1 古紙	1キログラム当たり 3円
2 再利用びん	1本当たり 2円
3 空き缶	1キログラム当たり 5円
4 布	1キログラム当たり 5円

別記様式(第4条関係)

年 月 日

(申請先・届出先)中能登町長

団体名
代表者 住所 中能登町
氏名 ①
連絡先電話番号 ー

年度資源再利用運動実施団体奨励金交付申請書及び実績報告書

次のとおり資源再利用運動を実施しましたので、中能登町資源再利用運動実施団体奨励金交付要綱の規定により、奨励金の交付を申請します。

1 奨励金申請額 金 円也

(別紙算定明細のとおり)

2 回収量 (別紙証明書のとおり)

別記様式(第4条関係)